

# 第3回熊本市・益城町

## 合併協議会が開催されました



熊本市と益城町の第3回合併協議会が12月25日、KKRホテル熊本で開催され、第2回で提案された地方税の取扱いや水道関係事業について協議があり、提案された協議項目5件が原案どおり承認されました。

また、市民生活関係事業や子ども未来関係事業についてなど4件の協議項目が提案されました。

### ◆ 承認された項目 ◆

#### ◎協議第17号 企画財政関係事業について(その1)

- 所得税及び住民税の申告・相談と納期及び納付書発送事業については、熊本市の例に統一する。
- コンビニエンスストアでの市税収納事業については、新市の事業として継続する。

#### ❖コンビニエンスストアでの税収納

コンビニエンスストアでの税収納事業は、1日24時間、365日、日本全国どこからでも税の納付が可能となり、納税者にとって大変便利になります。

益城町単独での導入も考えられますが、コンビニエンスストアとの契約や手数料等の費用対効果を考えると導入は難しい状況です。

#### ◎協議第21号 環境保全関係事業について(その1)

- 環境美化活動推進事業については、熊本市の例に統一する。  
下記の事業については、新市の事業として継続する。
- 環境保全(エコライフ)に関すること
- 人工かん養促進事業
- 水資源有効活用促進事業
- かん養域保全事業
- 新世紀漱石の森づくり事業

#### ◎協議第25号 水道関係事業について

- 水道料金については、5年の経過措置を設け、その後熊本市の料金体系に統一する

#### ◎協議第26号 電算関係事業について

- 基幹系システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。

#### ◎協議第9号 地方税の取扱い

- 都市計画税と事業所税については、益城地域においては、合併の年度及びその後5年度課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。
- 法人市(町) 民税については、益城地域においては、合併の年度及びその後5年度不均一課税とし、その後は熊本市の例に統一する。
- 個人市(町) 民税と固定資産税については、熊本市の例に統一する。

#### ❖都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるために設けられた目的税で、市街化区域内の土地、家屋に対して課税されます。

市街化区域に土地、家屋をお持ちの方は、新たな税負担(合併年度及びその後5年度は免税)となりますが、都市計画税は、都市計画施設、特に下水道、公園、生活道路などの都市基盤整備拡充のために使われます。

また、益城町単独の場合でも都市計画税導入の可能性がります。

#### ❖個人市(町) 民税(住民税)

熊本市、益城町ともに、標準税率ですので税額は変わりません。

均等割額の非課税基準を熊本市は高く設定しておりますので、有利となります。

#### ❖固定資産税

熊本市、益城町ともに、標準税率ですので、税額は変わりません。

年4回で納付しておりますが、第3期、第4期の納付月が、12月・2月から9月・12月に変わります。

#### 問い合わせ先

役場企画財政課市町村合併係  
熊本市・益城町合併協議会事務局

☎ 286-3111 内線 233・234  
☎ 328-2067